

令和3年10月25日以降における県民・事業者の皆様へのお願い

令和3年10月20日

1 県民へのお願い

- ・ 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ・ 帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、特に大人数の会食を控えてください。
- ・ 飲食等については、お客様の命を守る取組に参加する「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」認証店をご利用ください。

2 事業者（施設管理者等を含む。）へのお願い

- ・これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、徹底した感染防止対策を講じてください。
- ・職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進してください。
- ・職場での「居場所の切り替わり」に注意し、休憩室、更衣室、喫煙室等での感染防止対策を徹底してください。
- ・人と人との間隔をできるだけ1m以上空けるなど業種別ガイドラインを遵守するとともに、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底してください。

3 飲食店等へのお願い

- ・人と人との間隔をできるだけ1m以上空けるなど業種別ガイドラインを遵守するとともに、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底してください。
- ・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証を取得していない飲食店等は、速やかに取得するようお願いします。

4 イベント等の開催（令和3年10月30日（土）まで）

特措法第24条第9項に基づく要請

○ 人数上限及び収容率

【人数上限】「5,000人」又は「収容定員の50%（かつ10,000人以下であること。）」のいずれか大きい方

【収容率】大声での歓声・声援がないことを前提とし得るもの：収容定員の「100%」

大声での歓声・声援があることが想定されるもの：収容定員の「50%」

→ 「人数上限」、「収容定員に収容率を乗じた人数」のいずれか小さい方とします。

（ただし、チケット既存販売分（参加者への招待や案内済みのものを含む。）には適用しません。）

施設の収容定員				
	5,000人以下	5,001～10,000人	10,001～20,000人	20,001人以上
大声なし	収容定員まで	5,000人まで	収容定員の半分まで	10,000人まで
大声あり		収容定員の半分まで		10,000人まで

その他のお願い

○ 営業時間の短縮等

【営業時間】午後9時まで（無観客の場合を除きます。）

【酒類の提供】終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないでください。）

【入場整理】

- ・ 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知してください。
- ・ 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離（1m以上）を確保してください。

○ 業種別ガイドライン等の遵守

・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底してください。

○ 飲食の際における働きかけ

・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけてください。

○ 事前相談及び事後フォローアップについて

【対象】 全国的な移動を伴うイベント、又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベント

【事前相談】 主催者は、イベント開催の2週間前までに県に事前相談してください。

(「大声なし」、「大声あり」については、事前相談の中で、実態に照らして個別具体的に判断します。)

【事後フォローアップ】 主催者は、当該イベント内で感染者が発生するなどの事情が生じた場合、イベント開催時の結果報告資料を県等に提出してください。

5 県主催イベント等及び県有施設の取扱い

- ・ 県主催イベント等については、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催します。
- ・ 屋内県有施設については、人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、次に掲げる徹底した感染防止対策を講じ主催者に徹底させることを条件に開館します。

◇ 以下の感染防止対策を徹底します。

- ・ マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染防止対策
- ・ 諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底
- ・ 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染防止対策
- ・ 接触確認アプリ（COCOA、埼玉県LINEコロナお知らせシステム）の導入
- ・ その他、シャワーの使用方法など個々の感染防止対策については、業種別ガイドラインの遵守の徹底や「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を厳守するように求めます。

6 技術実証に係る特例

- ・ 国または県等が「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証を行う場合、上記1から5までの要請等について特例的に取り扱います。

なお、その内容等については、別途、知事が定めます。